



17:01

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

様式9-1(1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設) (第22751報)

2021年 9月24日 15時40分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 磯貝 智彦
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所 (注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注1)	2011年(平成29年) 3月11日 16時36分 (24時間表示)
特定事象の種類 (注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ) (対応日時, 対応の概要) プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記の通りお知らせいたします。
発生事象と対応の概要 (注2)	<ul style="list-style-type: none"> ・プラント関連パラメータ [9月24日11時00分現在] ・集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 [採取日 9月23日] ・構内排水路 分析結果 [採取日 9月22日、23日] ・護岸地下水観測孔 分析結果 [採取日 9月21日、23日] ・海水分析結果<港湾内、放水口付近> [採取日 9月23日] ・発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。 ・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。 ・建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されません。 <p>サブドレン他水処理施設一時貯水タンクDの当社及び第三者機関による分析結果については、共に運用目標値を満足していたことから、9月25日に排水を実施します。 排水開始・終了の実績については、別途お知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果 [採取日 9月20日] <p>【公表区分：その他】</p> <p>※添付の有り・無し</p>
その他の事項の対応 (注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

3/11

福島第一原子力発電所 プラント関連パラメータ
2021年9月24日 11:00現在

【重要事項】
各パラメータについては、監視やその後のプラント状態の監視を受けて、異常の発生を察知し、速やかな対応を要するものがある。正しく測定されているか、異常発生時の対応を要するものがある。プラントの状態を監視するにあたり、このように監視の不適切な発生を察知し、速やかな対応を要するものがある。監視の不適切な発生を察知し、速やかな対応を要するものがある。

	1号機	2号機	3号機	4号機
原子炉注水状況	給水系: 2.0 m ³ /h CS系: 1.4 m ³ /h (9/24 11:00 現在)	給水系: 0.0 m ³ /h CS系: 2.6 m ³ /h (9/24 11:00 現在)	給水系: 2.5 m ³ /h CS系: 0.0 m ³ /h (9/24 11:00 現在)	※6 ※6
原子炉圧力容器 内部温度	VESSEL BOTTOM HEAD (TE-263-69L1): 27.4 °C 原子炉 SKIRT JOINT 上部 (TE-263-69H1): 26.8 °C VESSEL DOWN COMMER (TE-263-69G2): 26.8 °C (9/24 11:00 現在)	VESSEL WALL ABOVE BOTTOM HEAD (TE-2-3-69H3): 33.0 °C RPV温度 (TE-2-3-69R): 33.0 °C (9/24 11:00 現在)	スカーションクソクソ上部温度 (TE-2-3-69F1): 31.4 °C RPV底部ヘッド上部温度 (TE-2-3-69H1): 30.2 °C (9/24 11:00 現在)	
原子炉格納容器 内部温度	HMH-12A RETURN AIR (TE-1625A): 26.8 °C HMH-12A SUPPLY AIR (TE-1625F): 26.8 °C (9/24 11:00 現在)	RETURN AIR DRYWELL COOLER (TE-16-114B): 33.1 °C SUPPLY AIR D/W COOLER HMH-2-16B (TE-16-114G#1): 32.9 °C (9/24 11:00 現在)	格納容器調湿の空気温度 (TE-16-114A): 32.1 °C 格納容器空調機供給空気温度 (TE-16-114F#1): 30.0 °C (9/24 11:00 現在)	
原子炉格納容器 圧力	0.08 kPag (9/24 11:00 現在)	3.40 kPag (9/24 11:00 現在)	0.43 kPag (9/24 11:00 現在)	
蒸気封入流量 ※3	RPV (RVH-A): - Nm ³ /h (RVH-B): 15.22 Nm ³ /h (JP-A): 15.02 Nm ³ /h (JP-B): - Nm ³ /h PCV: - Nm ³ /h (9/24 11:00 現在)	RPV-A: 6.45 Nm ³ /h RPV-B: 6.65 Nm ³ /h PCV: - Nm ³ /h (9/24 11:00 現在)	RPV-A: 8.16 Nm ³ /h RPV-B: 8.61 Nm ³ /h PCV: - Nm ³ /h (9/24 11:00 現在)	※4
原子炉格納容器 ガス管理システム 排気流量	23.8 m ³ /h (9/24 11:00 現在)	15.87 Nm ³ /h (9/24 11:00 現在)	16.55 Nm ³ /h (9/24 11:00 現在)	
原子炉格納容器 水素濃度 ※1	A系: 0.00 vol% B系: 0.00 vol% (9/24 11:00 現在)	A系: 0.03 vol% B系: 0.02 vol% (9/24 11:00 現在)	A系: 0.04 vol% B系: 0.04 vol% (9/24 11:00 現在)	
原子炉格納容器 放射能濃度 ※2	A系: 指示値: 3.30E-04 Bq/cm ³ 検出限界値: 3.90E-04 B系: 指示値: 1.86E-03 Bq/cm ³ 検出限界値: 3.10E-04 (9/24 11:00 現在)	A系: 指示値: ND Bq/cm ³ 検出限界値: 1.3E-01 B系: 指示値: ND Bq/cm ³ 検出限界値: 1.3E-01 (9/24 11:00 現在)	A系: 指示値: ND Bq/cm ³ 検出限界値: 1.9E-01 B系: 指示値: ND Bq/cm ³ 検出限界値: 1.9E-01 (9/24 11:00 現在)	
同用液冷却プール 水温度	31.4 °C (9/24 11:00 現在)	30.4 °C (9/24 11:00 現在)	25.9 °C (9/24 11:00 現在)	※5 9/24 11:00 現在
FPC 排水 水圧	3.24 m (9/24 11:00 現在)	3.69 m (9/24 11:00 現在)	2.60 m (9/24 11:00 現在)	67.0 X100mm 9/24 11:00 現在

【注】
※1: 原子炉格納容器内の水素濃度は、原子炉格納容器内の水素濃度を監視する。水素濃度の監視は、原子炉格納容器内の水素濃度を監視する。水素濃度の監視は、原子炉格納容器内の水素濃度を監視する。
※2: 原子炉格納容器内の放射能濃度は、原子炉格納容器内の放射能濃度を監視する。放射能濃度の監視は、原子炉格納容器内の放射能濃度を監視する。放射能濃度の監視は、原子炉格納容器内の放射能濃度を監視する。
※3: 蒸気封入流量は、原子炉格納容器内の蒸気封入流量を監視する。蒸気封入流量の監視は、原子炉格納容器内の蒸気封入流量を監視する。蒸気封入流量の監視は、原子炉格納容器内の蒸気封入流量を監視する。
※4: 原子炉格納容器内の圧力は、原子炉格納容器内の圧力を監視する。圧力の監視は、原子炉格納容器内の圧力を監視する。圧力の監視は、原子炉格納容器内の圧力を監視する。
※5: 同用液冷却プール内の水温度は、同用液冷却プール内の水温度を監視する。水温度の監視は、同用液冷却プール内の水温度を監視する。水温度の監視は、同用液冷却プール内の水温度を監視する。

W
/11

2021年9月24日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所2号機
廃止に伴う廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 (Y)

集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 (Y)

採取地点	採取日時	分析項目		
		Ca ²⁺ (Bg/L)	CS-134 (Bg/L)	CS-137 (Bg/L)
4号T/B建屋南東	2021/09/23 07:57	< 4.1E+00	< 4.0E+00	< 4.9E+00
プロセス主建屋北東	2021/09/23 06:55	< 5.0E+00	< 4.0E+00	< 4.5E+00
プロセス主建屋南東	2021/09/23 07:47	< 3.6E+00	< 4.2E+00	< 5.3E+00
雑固体廃棄物減容処理建屋南	2021/09/23 07:20	< 5.0E+00	< 3.8E+00	< 5.9E+00
サイトバンカ建屋南西	—	—	—	—
焼却工所建屋西側	2021/09/23 07:15	< 5.4E+00	< 4.5E+00	6.2E+01
雑固体廃棄物減容処理建屋北	2021/09/23 07:10	< 4.7E+00	< 4.8E+00	< 3.9E+00
サイトバンカ建屋南東	2021/09/23 07:05	< 4.0E+00	< 4.6E+00	< 4.3E+00

・核種毎の半減期：I-131(約8日)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・0.0E±0とは、0.0×10⁰であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31、3.1E+00は3.1×10⁰で3.1、3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

・サイトバンカ建屋南西は、1回/週程度の頻度で分析を実施。

4/11

2021年9月24日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

構内排水路 分析結果 (全β・γ)

排水路	測定日時	分析項目		
		全β (Bq/l)	Cs-137 (Bq/l)	Cs-137 (Bq/l)
A排水路	2021/09/23 08:05	< 3.4E+00	< 5.6E-01	2.8E+00
物揚場排水路	2021/09/23 08:10	4.7E+00	< 6.4E-01	2.0E+00
K排水路	2021/09/23 06:00	2.2E+01	5.9E-01	1.7E+01
BC排水路	2021/09/23 06:00	3.5E+00	< 7.4E-01	9.3E-01
5,6号機排水路※1	—	—	—	—

- ・検査毎の半減期：Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)
- ・不等号 (<)：小なりは、検出限界値未満 (ND)を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
- ・O.OE±Oとは、 $0.0 \times 10^{+0}$ であることを意味する。
- (例) $3.1E+01$ は $3.1 \times 10^{+1}$ で31, $3.1E+00$ は $3.1 \times 10^{+0}$ で3.1, $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読み。
- ・採取当日の降雨量は2.5 mm
- ・排水路流量情報は、解析中のため後日公表する。
- ※1 5,6号機排水路は1回/月に分析を実施。

2021年9月24日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

構内排水路 分析結果 (全β・H-3・Y)

採取地点	採取日時	全β (Bq/l)	H-3 (Bq/l)	Y (Bq/l)
A排水路	2021/09/22 08:10	6.6E+00	< 6.5E+00	< 6.8E-01
物揚場排水路	2021/09/22 08:15	< 2.8E+00	9.4E+00	< 5.8E-01
K排水路	2021/09/22 06:00	2.9E+01	1.1E+02	7.3E-01
BC排水路	2021/09/22 06:00	4.1E+00	< 6.4E+00	< 5.3E-01
5,6号機排水路 ^{※1}	—	—	—	—

- ・核種毎の半減期：H-3(約12年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)
- ・不等号 (< ; 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。
- ・O.O±Oとは、 $0.0 \times 10^{+0}$ であることを意味する。
(例) 3.1E+01は 3.1×10^1 で31, 3.1E+00は 3.1×10^0 で3.1, 3.1E-01は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。
- ・採取当日の降前量は0 mm
- ・排水路流量情報は、解析中のため後日公表する。
- ・H-3以外は既にお知らせ済み。

※1 5,6号機排水路は1回/月に分析を実施。

6/11

2021年9月24日
東京電力ホールディングス株式会社
附属第一発電所カンパニー

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(1/2)

観測孔番号	観測開始日	測定項目																		
		鉛-210 (Bq/L)	鉛-210 (Bq/L)	鉛-210 (Bq/L)	鉛-210 (Bq/L)	鉛-210 (Bq/L)	鉛-210 (Bq/L)	鉛-210 (Bq/L)	鉛-210 (Bq/L)	鉛-210 (Bq/L)	鉛-210 (Bq/L)									
No.0-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-1-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-2	2021/09/23 07:09	7.2E+01	< 2.7E-01	< 2.7E-01	< 2.7E-01	< 2.7E+00	< 8.6E-01	< 3.2E-01	1.9E+00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-9 #1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

・採取時の状況: Mn-54(初31日), Co-60(初5年), Ru-106(初270日), Sb-125(初15年), Cs-134(初2年), Cs-137(初30年)
 ・不検出 (<:小値) は、検出限界未満 (ND) を意味する。
 ・測定精度および検出停止の項目は「-」と表示。
 ・O.E±Oとは、0.0×10⁰であることを意味する。
 (例) 3.1E+01は3.1×10¹で31、3.1E+00は3.1×10⁰で3.1、3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。
 ※1 No.1-9は、取水塔による振動であるため、測定は実施せず。全βは検出限界として測定に満足。

7/11

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(2/2)

観測孔番号	観測日時	全β (Bq/L)	全γ (Bq/L)	塩素 (mg/L)	検出項目	検出濃度 (Bq/L)	検出項目	検出濃度 (Bq/L)	検出項目	検出濃度 (Bq/L)	検出項目	検出濃度 (Bq/L)
1,2号観測孔 汲み上げ水												
No.2	2021/09/23 07:30	2.4E+02	< 2.5E-01	< 2.5E-01		< 2.0E+00	< 7.5E-01	< 2.2E-01		8.6E-01		
No.2-2	2021/09/23 07:18	1.2E+02	< 1.7E+00	< 2.6E+00		< 1.7E+01	< 6.9E+00	1.7E+00		3.6E+01		
No.2-3	2021/09/23 07:20	3.4E+04	< 3.6E-01	< 3.8E-01		< 3.7E+00	< 1.5E+00	< 4.3E-01		4.4E+00		
No.2-5 #2												
No.2-6												
No.2-7												
No.2-8	2021/09/23 07:25	4.1E+03	< 3.2E-01	< 2.7E-01		< 2.2E+00	< 8.6E-01	< 2.9E-01		8.5E-01		
2,3号観測孔 汲み上げ水												
No.3	2021/09/23 08:05	2.4E+02	< 2.3E-01	< 2.5E-01		< 2.2E+00	< 7.7E-01	< 2.3E-01		1.8E+00		
No.3-2	2021/09/23 07:50	5.3E+02	< 1.9E+00	< 2.2E+00		< 1.7E+01	< 5.3E+00	< 1.9E+00		3.9E+00		
No.3-3	2021/09/23 07:45	1.9E+03	< 4.8E+00	< 5.1E+00		< 4.1E+01	< 1.9E+01	< 5.4E+00		1.3E+02		
No.3-4	2021/09/23 07:54	2.1E+01	< 8.5E-01	< 1.3E+00		< 7.7E+00	< 3.7E+00	< 1.1E+00		5.7E+00		
No.3-5 #2	2021/09/23 07:57	9.1E+01										2.4E+02
3,4号観測孔 汲み上げ水												

・検出限の半減期：Mn-54(約310日)、Co-60(約5年)、Ru-106(約370日)、Sr-90(約29年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不詳号 (<:小値) は、検出限未満(ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.E±0とは、O.D×10⁰であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31、3.1E+00は3.1×10⁰で3.1、3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

※2 No.2-5、No.3-3は、取水機による採取であるため、Y測定は実施せず。全βは検出限として測定に決定。

8/11

2021年9月24日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所/二

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Y・塩素)

(1/2)

観測孔番号	観測日時	分析項目																					
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Y (Bq/L)	塩素 (mg/L)	トリチウム (Bq/L)	ヨウ素 (Bq/L)	セシウム (Bq/L)	ストロンチウム (Bq/L)	バリウム (Bq/L)	鉛 (Bq/L)	ラジウム (Bq/L)											
No.0-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-1-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-3-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.1	2021/09/21 07:06	2.8E+04	3.4E+04	< 3.2E-01	< 3.6E-01	< 2.9E+00	< 1.1E+00	< 2.7E-01	< 2.7E-01	< 1.1E+00	< 2.9E+00	< 2.7E-01	< 2.7E-01	< 2.7E-01	< 2.7E-01	< 2.7E-01	< 2.7E-01	< 2.7E-01	< 2.7E-01	< 2.7E-01	< 2.7E-01	< 2.7E-01	9.5E-01
No.1-5	2021/09/21 07:12	5.3E+05	1.5E+03	< 5.2E+01	< 3.5E+01	< 1.6E+03	< 1.6E+02	< 1.6E+03	< 1.6E+03	< 1.6E+02	< 1.6E+03	< 1.6E+03	< 1.6E+03	< 1.6E+03	< 1.6E+03	< 1.6E+03	< 1.6E+03	< 1.6E+03	< 1.6E+03	< 1.6E+03	< 1.6E+03	< 1.6E+03	1.6E+05
No.1-8	2021/09/21 07:58	1.1E+04	3.7E+03	< 1.5E+00	< 1.3E+00	< 1.9E+01	< 1.1E+01	< 1.9E+01	< 1.9E+01	< 1.1E+01	< 1.9E+01	< 1.9E+01	< 1.9E+01	< 1.9E+01	< 1.9E+01	< 1.9E+01	< 1.9E+01	< 1.9E+01	< 1.9E+01	< 1.9E+01	< 1.9E+01	< 1.9E+01	2.9E+02
No.1-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-11	2021/09/21 08:06	1.8E+01	8.7E+02	< 2.6E-01	< 2.9E-01	< 2.2E+00	< 8.9E-01	< 2.2E-01	< 2.2E-01	< 8.9E-01	< 2.2E+00	< 2.2E-01	< 2.2E-01	< 2.2E-01	< 2.2E-01	< 2.2E-01	< 2.2E-01	< 2.2E-01	< 2.2E-01	< 2.2E-01	< 2.2E-01	< 2.2E-01	2.8E+00
No.1-12	2021/09/21 08:33	6.3E+02	2.5E+04	< 5.9E-01	< 7.9E-01	< 1.9E+01	< 7.1E+00	< 1.1E+01	< 1.1E+01	< 7.1E+00	< 1.9E+01	< 1.1E+01	< 1.1E+01	< 1.1E+01	< 1.1E+01	< 1.1E+01	< 1.1E+01	< 1.1E+01	< 1.1E+01	< 1.1E+01	< 1.1E+01	< 1.1E+01	3.0E+02
No.1-14	2021/09/21 07:25	6.2E+03	3.7E+04	< 2.5E-01	< 3.1E-01	< 2.8E+00	< 1.1E+00	< 2.8E+00	< 2.8E+00	< 1.1E+00	< 2.8E+00	< 2.8E+00	< 2.8E+00	< 2.8E+00	< 2.8E+00	< 2.8E+00	< 2.8E+00	< 2.8E+00	< 2.8E+00	< 2.8E+00	< 2.8E+00	< 2.8E+00	3.4E+00
No.1-15	2021/09/21 07:16	1.7E+04	1.8E+02	< 2.7E-01	< 2.9E-01	< 4.2E+00	< 2.0E+00	< 2.9E-01	< 2.9E-01	< 2.0E+00	< 4.2E+00	< 2.0E+00	< 2.0E+00	< 2.0E+00	< 2.0E+00	< 2.0E+00	< 2.0E+00	< 2.0E+00	< 2.0E+00	< 2.0E+00	< 2.0E+00	< 2.0E+00	1.2E+02
No.1-17	2021/09/21 07:05	4.7E+04	3.5E+03	< 3.0E-01	< 3.2E-01	< 3.0E+00	< 1.2E+00	< 3.2E-01	< 3.2E-01	< 1.2E+00	< 3.0E+00	< 1.2E+00	< 1.2E+00	< 1.2E+00	< 1.2E+00	< 1.2E+00	< 1.2E+00	< 1.2E+00	< 1.2E+00	< 1.2E+00	< 1.2E+00	< 1.2E+00	2.4E+00

※1 検出限の半減期：H-3(約12年)、全β(約5年)、Cs-137(約30年)、Ru-106(約107日)、Sr-90(約28年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

※2 検出限の半減期：H-3(約12年)、全β(約5年)、Cs-137(約30年)、Ru-106(約107日)、Sr-90(約28年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

※3 検出限の半減期：H-3(約12年)、全β(約5年)、Cs-137(約30年)、Ru-106(約107日)、Sr-90(約28年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

※4 検出限の半減期：H-3(約12年)、全β(約5年)、Cs-137(約30年)、Ru-106(約107日)、Sr-90(約28年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

※5 検出限の半減期：H-3(約12年)、全β(約5年)、Cs-137(約30年)、Ru-106(約107日)、Sr-90(約28年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

※6 検出限の半減期：H-3(約12年)、全β(約5年)、Cs-137(約30年)、Ru-106(約107日)、Sr-90(約28年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

※7 検出限の半減期：H-3(約12年)、全β(約5年)、Cs-137(約30年)、Ru-106(約107日)、Sr-90(約28年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

※8 検出限の半減期：H-3(約12年)、全β(約5年)、Cs-137(約30年)、Ru-106(約107日)、Sr-90(約28年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

※9 検出限の半減期：H-3(約12年)、全β(約5年)、Cs-137(約30年)、Ru-106(約107日)、Sr-90(約28年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

※10 検出限の半減期：H-3(約12年)、全β(約5年)、Cs-137(約30年)、Ru-106(約107日)、Sr-90(約28年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

※11 検出限の半減期：H-3(約12年)、全β(約5年)、Cs-137(約30年)、Ru-106(約107日)、Sr-90(約28年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

※12 検出限の半減期：H-3(約12年)、全β(約5年)、Cs-137(約30年)、Ru-106(約107日)、Sr-90(約28年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

※13 検出限の半減期：H-3(約12年)、全β(約5年)、Cs-137(約30年)、Ru-106(約107日)、Sr-90(約28年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

※14 検出限の半減期：H-3(約12年)、全β(約5年)、Cs-137(約30年)、Ru-106(約107日)、Sr-90(約28年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

※15 検出限の半減期：H-3(約12年)、全β(約5年)、Cs-137(約30年)、Ru-106(約107日)、Sr-90(約28年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

※16 検出限の半減期：H-3(約12年)、全β(約5年)、Cs-137(約30年)、Ru-106(約107日)、Sr-90(約28年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

※17 検出限の半減期：H-3(約12年)、全β(約5年)、Cs-137(約30年)、Ru-106(約107日)、Sr-90(約28年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

9/11

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Y・塩素)

(2/2)

観測孔番号	観測孔名称	観測日	分析項目									
			全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Y (Bq/L)	塩素 (mg/L)	その他	その他	その他	その他	その他	その他
1,2号観測孔	1,2号観測孔	2021/09/21 08:46	1.7E+05	1.7E+04	< 9.2E-01	< 4.9E-01	< 9.0E+00	< 3.2E+00	< 1.1E+00	6.7E+00	-	-
No.2			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-2			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-3			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-5 #2			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-6			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-7			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-8			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,3号観測孔	2,3号観測孔		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-2			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-3			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-4			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-5 #2			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3,4号観測孔	3,4号観測孔		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

・ 既往の半減期: H-3(約12年), Ni-59(約910日), Co-60(約5年), Ru-106(約970日), Sb-125(約9年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)
 ・ 不符号 (く:小値) は、検出限界未満 (ND) を表す。
 ・ 別添資料および採取中止の項目は「-」と表す。
 ・ O.O.E.とは、 0.0×10^{-6} であることを意味する。
 ・ (例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で 31 , $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で 3.1 , $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で 0.31 となる。
 ・ H-3以外は現在お知らせ済み。
 ※ 2, No.2-5, No.3-5は、採取時による採取であるため、測定は実施せず、単位は参考値としての単位に測定。

10/11

2021年9月24日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<港湾内, 放水口付近> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2021/09/23 08:30	—	< 7.9E-01	< 6.8E-01
1F 6号機取水口前	2021/09/23 08:20	1.6E+01	< 4.6E-01	< 4.6E-01
1F 物揚場前	2021/09/23 08:00	1.4E+01	< 5.2E-01	4.6E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東除塵北側)	2021/09/23 07:25	1.5E+01	< 4.3E-01	6.4E-01
1F 1~4号機取水口内南側 (海水壁前)	2021/09/23 07:30	< 1.3E+01	< 4.3E-01	5.0E+00
1F 南放水口付近 (T-2)	2021/09/23 07:09	9.2E+00	< 7.0E-01	< 7.7E-01
1F 港湾口 (T-0)	2021/09/23 06:18	< 1.4E+01	< 4.8E-01	< 5.4E-01
1F 港湾中央	2021/09/23 06:14	< 1.4E+01	< 5.8E-01	4.8E-01
1F 港湾内東側	2021/09/23 06:16	< 1.3E+01	< 3.3E-01	4.7E-01
1F 港湾内西側	2021/09/23 06:12	< 1.3E+01	< 2.9E-01	3.8E-01
1F 港湾内北側	2021/09/23 06:10	< 1.3E+01	< 3.9E-01	5.8E-01
1F 港湾内南側	2021/09/23 06:20	1.5E+01	< 2.3E-01	< 3.8E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
告示濃度限度 ^{※1}			6.0E+01	9.0E+01
WHO飲料水水質ガイドライン			1.0E+01	1.0E+01

- ・核種毎の半減期: Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)
- ・不等号 (< ; 小なり) は, 検出限界値未満 (ND) を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。
- ・0.0E±0とは, 0.0×10^{±0}であることを意味する。
- ・(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。
- ・物揚場前は, シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。

※1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める

告示濃度限度

(別表第一第六欄: 周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では, Bq/cm³の表記をBq/Lに換算した値を記載])

2021年9月24日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所推進カンパニー

サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果

測定項目	検出位置	検出時刻	検出濃度 (Bq/L)	分析項目				その他 (Bq/L)
				全B (Bq/L)	HE-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	
一時貯水タンク (サンプルタンク)	D	2021/09/20 07:50	1,130	< 1.9E+00	9.0E+02	< 7.0E-01	< 5.4E-01	検出なし
				< 3.4E-01	9.4E+02	< 5.8E-01	< 5.8E-01	検出なし
運用目標				3.0E+00 (1.0E+00) ※1	1.5E+03	1.0E+00	1.0E+00	検出さればいけないこと※2
告示濃度限度※3					6.0E+04	6.0E+01	9.0E+01	
WHO飲料水水質ガイドライン					1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01	

・核種毎の半減期：H-3(約12年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不等号 (<) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・0.0E±0 とは、0.0×10⁰であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31、3.1E+00は3.1×10⁰で3.1、3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

※1 運用目標の全Bについては、10日に1回程度、検出限界値を1 Bq/Lに下げて分析を実施。

※2 Cs-134、Cs-137の検出限界値「1Bq/L未満」を確保する事定にて検出されないこと (天然核種を除く)。

※3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子力施設汚染物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度

(別添第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm³の表記をBq/Lに換算した値を記載])



17:01 1/2

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

様式0-1 (1,42)
(第22752報)

応急措置の概要 (原子炉施設)

2021年 9月24日 15時40分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 磯貝 智彦
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所 (注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注1)	2011年 (平成23年) 3月11日 16時36分 (24時間表示)
特定事象の種類 (注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要 (注2)	(対応日時, 対応の概要) 第8137報他でお知らせした、1号機放水路上流側立坑においてCs-137の濃度が上昇した事象、及び第10182報他でお知らせした、2号機放水路上流側立坑において全ベータ放射能及びトリチウム濃度が上昇した事象について、1号機及び2号機放水路上流側立坑水の分析を実施しましたので、以下のとおり報告します。 ・1号機、2号機放水路 分析結果 [採取日 9月22日] 今回の分析結果については、至近の分析結果と比較して有意な変動はありませんでした。今後も監視を継続していきます。 【公表区分: その他】
その他の事項の対応 (注3)	なし ※添付の(有り)・無し

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- (注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。
- (注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。
- (注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

2021年9月24日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

1号機, 2号機放水路 分析結果

採取地点	採取日時	分析項目			
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1号機放水路立坑水	上流側	4.6E+03	< 1.2E+02	1.6E+02	4.1E+03
	下流側	2.3E+03	3.5E+02	2.6E+01	6.8E+02
2号機放水路立坑水	上流側	1.1E+03	< 1.2E+02	3.7E+01	8.3E+02
	下流側	1.2E+02	< 1.2E+02	< 7.6E+00	6.2E+01

・核種毎の半減期：H-3(約12年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.OE±Oとは、O.O×10^{±0}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

17:40

様式0-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第22753報)

2021年 9月24日 17時36分

内閣総理大臣、原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長、双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 磯貝 智彦
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ) (対応日時, 対応の概要)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>第22749報でお知らせしたとおり、サブドレン他水処理施設一時貯水タンクCに貯水していた水について、本日以下のとおり排水を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水開始 : 10時03分 ・排水終了 : 16時47分 ・排水量 : 1,004m³ <p>排水状況については、漏えい等の異常がないことを確認しております。</p> <p>【公表区分：E】</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

※添付の有り・無し

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。